

有料派遣／手話通訳者・要約筆記者



市内の団体、企業等が主催するイベント等に、聞こえない・聞こえにくい方（聴覚障害のある人）への合理的配慮の提供として、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

派遣費

一人あたり7,000円（交通費込み）

※源泉徴収は不要です。

※社会福祉事業による派遣のため、消費税はかかりません（非課税）。

派遣人数

原則1時間を超える場合は2名以上（15～20分での交代制）

※要約筆記は方法・内容により人数が異なるため、詳細はお問い合わせください。

依頼の流れ

【STEP 1】 計画が決まったら、まずはご相談

イベント等の計画が決まりましたら、派遣担当者までご連絡ください。

内容をお聞きし、事前準備や必要人数をご案内します。

【STEP 2】 チラシ等での参加確認（手話・文字の選択肢を明記）

ポスターやチラシ等で、聞こえない・聞こえにくい方（聴覚障害のある人）の参加有無を確認できるよう周知をお願いします。

※第一言語が手話か音声日本語かにより、希望される情報保障（手話通訳／要約筆記）が異なります。どちらを希望するか選べる案内文にしてください。

💡 【案内文の掲載例】

「手話通訳」または「要約筆記（文字での情報保障）」を希望される方は、〇月〇日までにFAXまたはメールでお申し込みください。（FAX：〇〇〇-〇〇〇〇 / メール：〇〇〇@〇〇〇）

【STEP 3】 開催7日前までに参加人数を確定

参加有無の確認は、開催日の7日前までを目安をお願いします。

【STEP 4】 派遣費用の負担

派遣費用は、主催者側でのご負担をお願いします。

キャンセルについて

- ・当日キャンセルの場合：1人につき 4,200円 の派遣費をお支払いいただきます。
- ・キャンセルが分かり次第、すみやかに派遣担当者までご連絡ください。

問い合わせ

横須賀市 民生局福祉こども部 障害福祉課

FAX 046-825-6040 TEL 046-822-4370

メール choukaku@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市小川町11番地 分館1階 <郵便物：「〒238-8550 障害福祉課」で届きます>



令和6年4月から「合理的配慮の提供」が義務化されました。 障害のある人もない人も、共に楽しむイベントづくりへ

障害者差別解消法の改正により、事業者による障害のある人への

「合理的配慮の提供」が義務化されました。

企業や団体が主催するイベント等に聴覚障がいのある人が参加する際、主催者側で手話通訳や要約筆記を用意することが、合理的配慮の提供（情報保障）にあたります。

「誰もが参加しやすいイベント」にするために、本市の派遣制度をぜひご利用ください。

どちらを準備すればいい？「手話通訳」と「要約筆記」の違い

参加者から希望があった方を手配するのが原則ですが、それぞれの特徴は以下の通りです。イベントのプログラムに合わせ、表面の【STEP 1（事前相談）】の際にもご相談ください。

手話通訳

どんなサポート？：話されている音声をその場で「手話」に、手話を「音声」に通訳します。

対象となる方：普段から「手話」を第一言語（日常の言葉）として使っている方。

向いている内容：挨拶やフリートーク、発言者の表情やニュアンスをリアルタイムに伝えたいとき。



要約筆記

どんなサポート？：話されている音声の内容を、その場でリアルタイムに「文字（要約）」にして伝えます。

対象となる方：中途失聴者や難聴者など、「手話は使わないが、文字なら読める」という方。

向いている内容：専門用語や数字、グラフが多く、文字として正確に情報を伝えたいとき。



主催者（事業者）の皆様へのお願い

スムーズな運営と、質の高い通訳を提供するために、以下の2点にご協力をお願いいたします。

依頼内容

資料の事前提出（開催日の7日前目安）

専門用語、人名・地名などの固有名詞を正確に通訳するため、当日の進行台本や講演資料などを事前に通訳者へご共有ください。

当日の環境づくり

手話通訳：ステージ上の見えやすい位置（照明が当たる場所）への配置をお願いします。

要約筆記：パソコン入力やプロジェクター投影のための、設置スペースと電源の確保をお願いします。

詳細なご相談や、派遣のお申し込みは【表面】の問い合わせ窓口（横須賀市 障害福祉課）までご連絡ください。